

事業者各位

主催 大阪西労働基準協会



「職長・安全衛生責任者教育」講習のご案内

会員事業場の皆様におかれましては、日常の安全衛生活動の推進に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止策に取り組まれるなど、日々ご尽力いただいていることと存じます。

さて、労働安全衛生法第60条により、事業者は、職場における労働災害防止の要となる「職長又は労働者を直接指導、監督する者」で、新たに当該職務を行うこととなった者に対して、安全衛生教育を実施するよう義務付けられています（一部の業種は除く）。また、請負業務の多い建設業、造船業においては、請負人の職長は同法第16条に基づく「安全衛生責任者」として専任されることが多く、厚生労働省は職長教育と併せ安全衛生責任者教育を実施することを推進しています。

つきましては、標記の安全衛生教育の講習会を下記のとおり開催いたしますので、この機会に、是非受講されますようご案内申しあげます。

なお、本年度の講習会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、定員の削減等により会場での『3密』を避け、不織布マスクの着用、換気の実施等の措置を講じて実施いたしますので、受講の際は、ご理解とご協力をお願いいたします。また、大阪府内の感染症拡大状況によって、講習会直前で開催を中止することがありますので、念のため申し添えておきます。

記

- 1 講習日時 令和3年11月16日（火）午前9時00分～午後5時20分
11月17日（水）午前9時00分～午後5時40分
※講習当日、発熱、咳などで体調が思わしくない場合は、速やかに当協会事務局にご連絡をいただき、無理せずに受講の見合わせをお願いいたします。
- 2 講習場所 大阪南労働基準会館 大阪市西成区玉出中2-11-4
電話 06-6656-3443
(南海本線岸里玉出駅または地下鉄玉出駅より徒歩各5分。駐車場はありません。)
- 3 講習内容 1) 職長教育（労働安全衛生法第60条に基づく科目）
①作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
②労働者の指導・監督の方法に関すること。
③労働災害防止のために必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの。
2) 安全衛生責任者教育（平成18年5月12日付基発第0512004号参照）
①安全衛生責任者の職務等
②統括安全衛生管理の進め方
- 4 受講料 1名（テキスト代含む） 会員 ¥15,800 非会員 ¥16,900
- 5 定員 15名
- 6 申込締切日 令和2年11月2日（火）（定員になり次第締め切ります。）
- 7 申込方法 当協会へ、裏面の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、協会事務局（電話 7652-8221
ファックス 7652-9464 〒551-0031 大阪市大正区泉尾1-27-16 大正産業会館2階）に持参頂くか、ファックス又は郵送でお申込みください。
なお、大正・港・西工（産）業会の会員は、所属の工（産）業会で受付します。

- 8 受講料納入 受講料の納入は申込締切日までに、協会事務局に持参頂くか、銀行振り込みでも結構です(関西みらい銀行 堀江支店、普通口座 8504、口座名 大阪西労働基準協会)。
- 9 その他 ①全科目修了者には、「修了証」を交付します。
 ②申込締切日以降の取り消し及び欠席者の払い込み受講料は、原則として返戻できませんので他の適任者と交替されることをお勧めします。
 ③感染拡大防止のために欠席される時は、協会事務局までご相談願います。

以上

職長・安全衛生責任者教育 受講申込書

(受講日：令和3年11月16日、17日)

令和 3 年 月 日

大阪西労働基準協会 御中

(FAX (06) 7652-9464)

事業場名 _____

〒 _____

所在地 _____

T e l _____

F a x _____

連絡担当者 所属名 _____

氏名 _____

※協会欄	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日
		昭・平 . . .
		昭・平 . . .
		昭・平 . . .

注1：氏名等は、略字等を用いることなく正確に記入してください。

注2：お問合せは、大阪西労働基準協会（〒551-0031 大阪市大正区泉尾1-27-16 大正産業会館2階 T e l 7652-8221 F a x 7652-9464）までお願いします。